

障害者教育実習	単位数	履修方法	配当年次
	2	実習科目	3年以上
科目コード	EH4906	担当教員	庭野賀津子(上) 辻 誠一(下)



※平成29年7月までの障害者教育実習事前指導スクーリングを受講し、平成30年2月までに「障害者教育実習」を終える必要があります。

※平成26年度までの入学者と、平成27年度2・3年次編入学者・科目等履修生、平成28年度4月生3年次編入学者のみが履修登録可能です。

■科目の内容

障害者教育実習は、これまで学んできた理論や方法を、特別支援学校という実際の場で活用し、より理解を深め、教師としての素地を養うものです。

特別支援学校での実習は、基本的には、中学校や高等学校での実習と変わりませんが、特別支援学校教諭免許状取得の場合、さらに必修としているのは、それぞれの学校における教育対象や教育方法が、普通教育と著しい差異を有するからです。

特別支援学校は、名称は一つですが、知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む）、聴覚障害者、視覚障害者を教育対象にしており、しかも、障害の程度は重く、病状はまことに多種多様です。したがって、障害者教育実習も、教育対象によって極めて複雑な色彩をおびます。

実習者は、こうした特別支援学校の複雑な性格をよくわきまえて、障害者教育実習という同一の呼び名であっても、自分の行くべき学校の教育対象や実態と、対象児に関する一般的知識を学習した上で臨む必要があります。

特別支援学校の現場にとっては、単なる単位取得のための実習は迷惑であって、将来、特別支援学校教員としてやる気十分な学生を歓迎しており、そのためにも、児童生徒、実習校に対し理解を深め、少しでも役立つことを念頭において臨むことが必要です。

■到達目標

特別支援学校（知的障害、肢体不自由、病弱、聴覚障害）において、教職の適性、実践的な力量、職業倫理、自己形成を培うこと等を自己認識しながら、教育実習を実践することができる。

■教科書

事前指導スクーリング申込み者に配付の『障害者教育実習の手引き・改訂第33版』（東北福祉大学）

■障害者教育実習内諾依頼状の発行条件

下記の条件を満たした方は、本冊子巻末の「障害者教育実習 登録カード（新法）」（旧法履修者は学習計画書を別紙で提出）に必要事項を記入して、通信教育部あてに送付してください。条件を満たしたこと

を確認した後、「障害者教育実習内諾依頼状」（本学から実習校への依頼状）を学生あてにお送りいたします。

- (1) 卒業後（将来）、教員として就職する意思が明確な方
- (2) 健康で通常の業務に耐え、伝染性疾患のない方
※「はしかの抗体を有する旨の医師の文言が入った証明書」のコピーを1部提出してください（p. 98～99参照）。
- (3) 免許状の取得にあたって本学通信教育部を卒業する方は、受講する前年度末（3月末または9月末）または登録カード送付時の時点のいずれか遅い方で、卒業見込であること（1年次入学者は90単位、2年次編入学者は60単位、3年次編入学者は28単位修得済みであること）。
- (4) 依頼状発行時点で、幼・小・中・高いずれかの教職免許状を所持していること。ただし、本学で高等学校教諭一種免許状（福祉）を取得する場合は、「教育実習」を受講しているか、実習の日時が確定していること。他大学で基礎となる免許状の実習を受講する場合は、「教育実習」を受講済み（単位修得済み）であること。なお、平成19年4月以降の入学者より、ご入学時点で四年制大学を既卒の方を除き、他大学在学中の実習受講はできません。
- (5) 本学通信教育部で特別支援教育に関する科目のうち任意の4科目の単位を修得していること。
- (6) 「障害者教育実習」の受講は入学時四年制大学既卒でない方は4年次となります。
- (7) 実習校の正常な教育活動を妨げるおそれのない方。
実習前に「誓約書」を提出していただきます。
- (8) 育児休暇取得中ではない方。
育児休暇制度の趣旨を鑑み、本学では育児休暇取得中の方の実習受講を許可いたしかねます。
- (9) 本学を卒業せず特別支援学校教諭二種免許状取得希望の方は、実習受講が不要の場合があるため、教育委員会にて履修指導を受けてください。
短期大学卒業の方の実習受講は3年次ではできず、4年次となります。

※3年次の方で現時点で上記の条件を満たしていない場合は、できるだけ早く(5)に記載の科目の単位修得、ならびに本学卒業が必要な方は卒業見込の条件を満たすように努力してください。早めに単位を修得すれば、早めに実習校に依頼をすることができます。

※ご自身の責任において、大学からの依頼状入手前に実習を希望する特別支援学校への依頼や情報収集を始めていただいても結構です。

※教育実習の適切な受け入れと円滑な実施を目的として、大学が必要と考える学生の方々の個人情報（成績や疾病・障がいの状況に記載された内容を含む）を実習校に開示することがあります。

■実習校への依頼方法

上記の「障害者教育実習内諾依頼状」を持って、お住まいの近くまたはその他ご都合のよい特別支援学校に各自で依頼していただくことになります。実習を希望する特別支援学校の種別（知的障害・肢体不自由・病弱・聴覚障害）や幼・小・中・高等部のいずれを有する学校かは確認したうえで依頼を行ってください。

聴覚障害を主たる対象にしている特別支援学校（ろう学校）での実習は、事前指導スクーリングまでに聴覚障害の領域の科目の学習を進めている学生のみが可能です。

※実習までに「聴覚障害教育」「聴覚障害者の心理」「聴覚障害者の生理・病理」の単位修得（少なくとも3科目のすべてのレポート提出）をし、手話の学習を進めるなど実習に向けた学習を行ってください。

視覚障害の特別支援学校（盲学校）での実習は十分な指導ができませんので認めておりません。課程認定を受けていないため、独自の受け入れ体制をとっている地域や事前（実習前年度まで）に教育委員会への申請が必要な地域もありますので、実習希望校または各教育委員会へ早めに確認を行ってください。3年次編入学者や科目等履修生は、入学後すぐに確認を行い、前年度の実習受け入れ申請が必要な地域の方は早急に申し出てください（各申請先への申請期間に間に合わない場合は、次年度の実習はできません）。

■特別な手続きを必要とする地域の実習受け入れについて

●北海道・東京都・広島県・川西市・神戸市公立学校での平成29年度教育実習希望の方

北海道・東京都・広島県・川西市・神戸市公立学校での平成29年度・特別支援学校の教育実習受講希望者は、前年度依頼が必要なために、ご出願後至急遅くとも平成28年9月15日（ただし北海道は7月5日）までに通信教育部まで書面（郵送・FAX）で下記事項をお知らせください。

①氏名 ②住所・電話番号・（あれば）メールアドレス ③所持している免許状（幼・小・中・高や教科・種別） ④実習希望の学校での主たる領域（知的障害・肢体不自由・病弱・聴覚障害） ⑤実習希望校・希望地域 ⑥学校に通うために、特に配慮が必要な事項（特別な事情がある場合の方のみ） ⑦実習希望時期（平成29年度5～7月か、10月以降か）とそのための学習計画

締切までにご連絡のあった方でも、平成29年度実習受け入れが難しい場合もありますので、ご了承ください。また、東京都公立学校での実習を希望できるのは、1）高等学校卒業時まで東京都内在住の方、かつ2）東京都公立学校採用候補者選考試験を受験予定の方など申込みにあたって条件があります。

また、上記地域での締切後の平成29年度実習校確保は非常に困難です。

●仙台市近郊・下記8つの特別支援学校での平成29年度教育実習希望の方

・光明支援学校 ・利府支援学校 ・鶴谷特別支援学校 ・小松島支援学校
・聴覚支援学校 ・船岡支援学校 ・名取支援学校 ・いずみ高等支援学校

宮城県内で29年度に上記8つの特別支援学校での教育実習を希望する方にも、平成28年7月10日をめぐりに上記①～⑦のご連絡をお願いいたします。なお、上記学校への個人での実習依頼は禁止しております。

平成28年度の実習受入れや上記締切後の平成29年度の実習受入れは非常に厳しい状況ですが、希望者は通信教育部・教職免許係にご連絡ください。なお、仙台市内他大学附属の特別支援学校での受け入れはありません。

※これ以外にも独自の受け入れ体制をとっている地域・学校があると思われるので、各自で確認してください。

■実習校訪問の手順と諸注意

くわしくは実習登録者にお送りする「実習希望校への打診と訪問について」を参照してください（独自の受入れ体制の地域を除く）。

1. 実習希望校に受入れについて問い合わせてください。

最初は電話での問い合わせになるかと思いますが、言葉遣いに注意し、失礼のないようにしてください。

2. 受入れ可能なようであれば、訪問したい旨を伝え、学校の都合を伺います。

3. 学校から訪問してもよい日時が指定されたら必ず訪問してください。

4. 初めて希望校の先生方にお会いしますので、服装・態度・言葉遣いに注意し、明朗快活に応答してください。

5. 訪問の際、大学からの書類（実習依頼状・実習内諾書・実習生個人調査票・返信用封筒）を持参し、希望校へ提出してください。

■障害者教育実習受講条件

障害者教育実習受講のためには、以下の条件を満たしていることが必要です。原則として、実習受講の約2カ月前までに大学へ必要書類を提出してください。受講条件が整いましたら、実習校へ正式依頼状をお送りいたします。

※実習校への正式依頼状は実習開始約1カ月前をめどにお送りする予定です。

(1) 「障害者教育実習内諾依頼状」の発行条件(1)～(5)(7)(8)を満たしていること。

(2) 「障害者教育実習の事前・事後指導」スクーリングを受講済みであり、スクーリング受講後2週間以内に「指導案」を提出し合格していること。

(3) 「実習生個人調査票」（「障害者教育実習内諾依頼状」とともに配付）のコピー、ならびに「健康診断書」「誓約書」（事前指導スクーリング受講者に配付）「はしかの抗体を有する旨の医師の文言が入った証明書」のコピーが大学あてに提出されていること。いずれの書類も必要事項を記入すること。

※なお、本学で「障害者教育実習」を受講するためには、本学で実習前に実習科目の受講条件となる科目を実習科目も含めて18単位以上の履修登録（事前指導受講条件のクリアも含む）を行う必要があります。認定単位や受講不要な科目のある方は、ご注意ください。

■実習校・期間

特別支援学校で連続2週間（10日間）行います。祝日が入るなどの場合9日間までは可です。いかなる

理由があっても8日間以下は不可となります。実習校の指示により3週間の場合もありますが、実習校の指示に従ってください。

実習校は「特別支援学校」に限ります。一特別支援学校以外の「特別支援学級」「通級指導教室」での実習は認められません。勤務校実習は認めておりません。

(1)知的障害、(2)肢体不自由、(3)病弱、(4)聴覚障害のいずれを主たる対象にしている特別支援学校なのかによって、実習内容も変化してきますので、実習校選択の際にはご注意ください。

特別支援学校の幼・小・中・高等部のいずれに配属されるかはわからず、教科もすべての教育活動にわたって担当することが多くなることを十分承知しておいてください。

※本学で高等学校福祉科免許状と同時に特別支援学校免許状取得を希望する方の実習は「教育実習」後となります。ある年度に「教育実習」を受講する方は、原則として次年度の「障害者教育実習」受講となります。ただし、同一年度中に両免許状取得、および卒業のためのすべての学習を終えられる方は、特例で同一年度(9～2月)に「障害者教育実習」を受講することもできます。

■実習の内容

『障害者教育実習の手引き・改訂第33版』「第2章 障害者教育実習の実際(1)」 「第3章 障害者教育実習の実際(2)」を参照のこと

■実習費

「障害者教育実習の事前・事後指導」のスクーリング受講前後に納入していただきます。一旦納入した実習費(30,000円)は平成29年度に実習を終えるまで有効です。

実習費のなかには、実習校への委託費、実習保険加入費用が含まれています。実習先が委託費の受取を辞退した場合でも、その金額を実習生に返金することはできませんのでご了承ください。

■実習取消

実習登録後は取消をしないようにしてください。特に実習校より内諾をいただいた後に取消をしますと、実習校に大変な迷惑をかけることとなります。

万一、取消の事態に陥った時はすみやかに実習校および大学の通信教育部に届け出てください。この場合、実習校に伺い直接おわびしていただきます。

■実習後

実習後、実習校へ御礼状を送付するとともに事後課題を提出する必要があります。

事後指導スクーリングはありません。

■科目の評価基準・単位認定通知

「障害者教育実習」は、実習校からの評価80%、実習日誌20%により総合的に評価します。単位認定通知は、事後課題提出、および実習校からの実習日誌返却両方そろってから1カ月程度で書面で通知します。実習校から実習日誌が返却されない場合は単位認定ができませんので、事後課題提出後、2カ月以上

経過しても結果が届かない場合は、通信教育部教職免許係までご連絡ください。

■「特別支援学校教諭免許状」授与の申請

- ・免許状は、各自で都道府県教育委員会に申請していただきます。
- ・申請に必要な「学力に関する証明書」は、免許申請に必要な単位がすべて修得できたら、『学習の手引き』11章の案内にそって、巻末「様式8」を使用しお申込みください。[複数の学籍にまたがって単位を修得した場合は、その学籍の数の証明書が必要となります。(例) 2つの学籍→2通の証明書]
※科目等履修生の方・本学通信教育部を卒業しない方
→→学力に関する証明書(教員免許申請用) 特別支援学校 1通600円
基礎資格証明書は卒業した大学から取り寄せてください。
- ※本学通信教育部を卒業の方
→→学力に関する証明書(教員免許申請用) 特別支援学校 1通600円(基礎資格証明書もこの中に含まれています)
- ・その他の必要な書類や申請の方法について、各自で申請する都道府県にお問い合わせください(東京都・京都府など規定の用紙に単位修得証明を行う都道府県もありますので、ご注意ください)。採用が決まっている場合はその都道府県へ免許申請を行うほうが望ましいようです。
- ・4月からの採用が決まっていないなど特別の理由がない場合は、12～3月中は個人による免許申請を受け付けない場合もありますが、各自で都道府県教育委員会に確認してください。
- ・別の大学を卒業している方(本学通信教育部を卒業していない方)は、「基礎資格証明書」は本学では発行できませんので、卒業した大学へ申請してください。本学では教職免許申請用の「学力に関する証明書」のみ発行します。

■「麻疹(はしか)」の対策について

「麻疹(はしか)」に罹患した状態で実習を行うと、実習先に多大なご迷惑をおかけすることになります。

実習を行う方は全て、医療機関にて「抗体検査」を必ず受けてください。結果が出るまでに4、5日かかりますので、早めに受診してください。抗体を有していることを証明できるよう、「はしかの抗体を有する旨の医師の文言が入った証明書」を取得してください。そのコピー1部を実習事前指導スクーリング申込み締切日までに、遅くともスクーリング初日までに本学に提出する必要があります。

「麻疹(はしか)」の抗体がないと判断された場合は、医療機関と相談の上、予防接種(ワクチン接種)を受ける等の対策を行ってください。その後、再度抗体検査を受けてください。予防接種を受けたという証明書ではなく、その結果、抗体を有しているという証明書が必要となります。ご留意ください。

「はしか」の抗体を有する旨の医師の文言が入った証明書のコピーの送付方法

- 1) 事前指導スクーリング申込みハガキと同時に通信教育部に送付してください。
- 2) 同時に送付できない場合は、病院に予約などをしたうえで、申込ハガキ・オモテ面に受診(予定)日を記入し、証明書は事前指導スクーリング初日に持参してください。
- 3) 数値のみではなく、「はしか」の抗体を有する旨の医師の文言が入った証明書を送付してください。

4) 原紙は必ず各自で保管し、実習校から提出を求められたら、いつでも提出できるようにしておいてください。

また、実習中に感染が疑われる症状（38.0度前後の発熱・咳・鼻水・目やに・結膜充血などの初期症状）が出た場合は、実習先および通信教育部教職免許係までご連絡のうえ、欠席をお願いします。医療機関による診察の結果、自身が「麻疹（はしか）」と判明した場合、至急、実習先および通信教育部までご連絡ください（解熱後3日間外出禁止）。実習先に個人の罹患情報を提供する場合がありますので、ご了承ください。万一、実習先が休校・立ち入り禁止になってしまった場合も、通信教育部までご連絡ください。

■「インフルエンザ」の対策について

p. 124～125をお読みいただき、対策を行ってください。

■大地震時の対応について

万一、実習中に大きな地震に見舞われた際は下記の点にご留意ください。

- 1) 実習校の校長先生や実習担当の先生の指示にしたがって行動してください。震災時の学校は通常のエド育活動以外の役割（避難所など）を担うことがありますので、可能な限り協力してください。
- 2) 避難経路などは頭に入れておき、児童・生徒、ならびに自身の安全の確保を最優先に判断・行動してください。出席簿は必ず持参して避難してください。
- 3) 実習期間中の夜間などに大地震が起こり、翌朝、実習校へ出勤が難しい場合でも実習校へ何らかの方法で連絡をとり状況を報告し指示を仰ぐようにご努力ください。なお、大地震が起こった際の対応について、あらかじめ実習校の校長先生や実習担当の先生と相談しておいてください。
- 4) 万一、大学と連絡がとれなくなった場合、各自で、実習校の校長先生や実習担当の先生と相談のうえ、実習を継続または延期、中止などをおこなってください。連絡がとれるようになったら、大学に状況をご報告・ご相談ください。